「マルチステークホルダー方針」

弊協会は、企業経営において、お客さま、従業員、取引先、地域の皆さまをはじめとする多様なステークホルダーとの価値協創が重要となっていることを踏まえ、マルチステークホルダーとの適切な協働に取り組んでまいります。その上で、価値協創や生産性向上によって生み出された収益・成果について、マルチステークホルダーへの適切な分配を行うことが、賃金引上げのモメンタムの維持や経済の持続的発展につながるという観点から、従業員への還元や取引先への配慮が重要であることを踏まえ、以下の取り組みを進めてまいります。

記

1. 従業員への還元

弊協会は、電気利用に関する幅広いサービスをお届けするために、従業員の能力開発やスキル向上などを通じて、持続的な成長と生産性向上に取り組み、社会的使命を果たすとともに付加価値の最大化に注力します。その上で、生み出した収益・成果に基づいて、弊協会の経営状況を踏まえた適切な方法による賃金の引上げを実施してまいります。また、それ以外の総合的な処遇改善としても、従業員満足の向上や更なる生産性向上に資するよう、諸制度の見直しや教育訓練等に積極的に取り組むことを通じて、従業員への持続的な還元を目指します。

（個別項目）

具体的には、賃金の引上げについては、経済・社会情勢等を踏まえ労使での対話を重ね、従業員の努力と貢献に報いるとともに、働きやすさ、やりがいにつながる処遇の維持向上に取り組んでまいります。また、教育訓練等については、中長期的・体系的な人財育成強化の方針を掲げ、人財・技術開発センターの組織のもと、充実の研修・教育体制に取り組んでまいります。

2. 取引先への配慮

弊協会は、パートナーシップ構築宣言の内容遵守に、引き続き、取り組んでまいります。

なお、パートナーシップ構築宣言のポータルサイトへの掲載が取りやめとなった場合、マルチステークホルダー方針の公表を自主的に取り下げます。

・　パートナーシップ構築宣言の URL

【https://www.biz-partnership.jp/declaration/126650-19-00-aichi.pdf 】

また、消費税の免税事業者との取引関係についても、政府が公表する免税事業者およびその取引先のインボイス制度への対応に関する考え方等を参照し、適切な関係の構築に取り組んでまいります。

3. その他のステークホルダーに関する取組

弊協会は、電気利用に関する幅広いサービスをお届けし、環境にやさしく安心で快適な社会の実現に貢献します。

お客さま、地域の皆さま、取引先、従業員をはじめとしたステークホルダーとのコミュニケーションを通して、社会に信頼され、お客さまに満足いただけるお役立ちの実践をし、お客さまとともに、地域とともに持続的成長を目指します。

これらの項目について、取組状況の確認を行いつつ、着実な取り組みを進めてまいります。

以上

２０２５年3月２５日

（２０２５年6月２５日　代表者変更による更新）

（２０２６年2月6日　パートナーシップ構築宣言の URL 変更による更新）

一般財団法人　中部電気保安協会　　理事長　水谷　仁